

横須賀市新市立病院建設工事 総合評価一般競争入札 低入札価格調査実施要領

1 趣旨

この要領は、横須賀市新市立病院建設工事 総合評価一般競争入札により請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者の決定までの一連の事務手続きについて定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 基準調査価格 低入札調査を実施する基準となる価格をいう。

3 基準調査価格

基準調査価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の4を乗じて得た額
- (5) 実施設計費の額に10分の7を乗じて得た額

4 入札の執行

横須賀市は、最も総合評価点が高かった者の積算内訳書（VE前）に記載された工事価格（合計）が基準調査価格を下回った場合は落札者の決定を保留するものとし、落札者を後日決定する旨を通知し、入札を終了する。

5 低入札価格調査の実施

4に該当する場合、横須賀市は、最も総合評価点が高かった者が行った入札について、低入札価格調査を行うものとし、その旨ホームページで公表する。

6 低入札価格調査の方法

低入札価格調査は調査対象者からの事情聴取により行うものとし、当該調査対象者は横須賀市が指定する日までに、次に掲げる資料を提出しなければならない。

この場合、調査対象者が資料を指定する日までに提出しない場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。

- (1) 当該価格での応札が可能となった理由書
- (2) VE 前の工事価格（合計）の参考内訳明細書
- (3) その他必要な事項

7 低入札価格調査後の措置

横須賀市は低入札価格調査の結果、次に掲げる場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。

- (1) 調査対象者が低入札価格調査に協力しない場合
- (2) 6 に規定する事情聴取に応じない場合
- (3) 6 に規定する資料を提出しない場合又は不備がある場合
- (4) 6 に規定する参考内訳明細書を調査した結果、以下の事実が判明した場合
 - ア 算出根拠が適正でない場合
 - イ 数量が適正でない場合
 - ウ 労務単価が適正でない場合
 - エ 要求水準書の内容から逸脱している場合

8 落札者の決定

横須賀市は、低価格入札調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたときは、直ちに調査対象者を落札者と決定し、その旨ホームページで公表する。